

少量排出事業系ごみ収集登録用紙

- ★ 本制度の対象は1回あたりのごみ排出量が市で定める排出量以下の事業所です。条件に該当しない事業者は、許可を有する収集運搬業者と契約するなどして処理してください。
- ★ 排出場所を記入するにあたっての注意事項
 - (1) 公道に面した敷地内としてください。
 - (2) ビルの場合、2階以上の事業者は1階の適切な場所を確保してください。
- ★ 排出にあたっての注意
 - (1) 指定収集袋は八王子商工会議所で販売しています。
 - (2) ごみの中には処理できないものがありますのでご注意ください。
 - (3) 詳しくはリーフレット「少量排出事業系ごみ収集について」(平成22年10月変更版)をご覧ください。

事業所名	
代表者	
所在地	〒
郵便物郵送先 住所	〒 ※上記「所在地」と同じ場合には省略可
電話番号	
FAX番号	
<p>当事業者は下記のものについて、市の収集を希望します。</p> <p><input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 古紙(平成22年10月以降)</p>	
<p>排出場所(見取図)</p> <p>※ 道路、敷地、建物を記入。可燃・不燃ごみ・古紙の排出場所を記入。</p> <p>※ 目印になるものを記入してください。可燃ごみ：可 不燃ごみ：不 古紙：古</p>	

No _____

- ※ ご記入いただいた情報は、事業系ごみ袋事務の確認のために利用いたします。
- ※ ごみの収集は登録から1週間経過後の収集日になります。収集日の一覧をご確認下さい。

宛先 〒192-0062 八王子市大横町1-1-1

八王子商工会議所 総務部

TEL 623-6311 FAX 626-8138